

委託業務特記仕様書（令和5年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

- 第1条** 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。
- 2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

- 第2条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを適用するものとする。

（徳島県HP）：「委託業務共通仕様書について」

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

- 第3条** 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

- 第4条** 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。
- 2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。
- 3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215929/>

（ウィークリースタンス）

- 第5条** 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。
- （1）ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- （2）マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- （3）フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）
- 2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。
- 3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

- 4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。
- 5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

（Web会議【発注者指定型】）

- 第6条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。
- 2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

- 第7条** 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。
- 2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県HP <https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

- 第8条** 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という。）とすることができる。
- 2 対象業務は、次のURLにある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県CALS/EC <https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyuu/>

（重点調査）

- 第9条** 重点調査とは、設計金額が2000万円以上の土木関係建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務において、落札価格（入札書記載金額に1.10を乗じ一円未満の端数を切り捨てた額。）が、設計金額（消費税及び地方消費税を含む。）に10分の6を乗じた額（千円未満の端数は切り捨てるものとする。）を下回る業務に対し、成果品の品質確保を目的に、重点的に行う確認及び聞き取り調査のことをいう。
- 2 重点調査対象となった業務（以下「重点調査業務」という。）について、受注者は、その業務価格の積算根拠等について記載した「重点調査回答書（別記様式「業務計画書」を含む。）」（様式第1号）を作成し、契約締結後土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出しなければならない。
 - 3 受注者は、前項に規定する書類について監督員から説明を求められたときは、これに応じなければならない。
 - 4 重点調査業務の受注者は、業務計画書に業務体制について直接的に関わる担当者（作業員を含む。）まで記載するものとする。
 - 5 重点調査業務の受注者は、業務を履行するにあたり、業務履行中の全ての協議及び立会時には、管理技術者が出席（臨場）し、説明又は協議をしなければならない。ただし、着手時打合せ及び業務完了時の成果品の受け渡しにおいては、管理技術者及び照査技術者が出席しなければならない。

（本業務の特記仕様事項）

- 第10条** 本業務における特記仕様事項は、別紙「徳島駅北口設置に係る車両基地移設検討業務 特記仕様書」のとおりとする。

重点調査回答書

委 託 業 務 名	
委 託 業 務 箇 所	
落 札 価 格	千円 (税込み)
受 注 者 名	
回 答 者 名	印

回 答

1 入札価格の積算根拠	
(1) 業務委託積算内訳書 (別紙可) ・ 作業人工数と技術者単価 (技術者数及びその拘束日数等) ・ 一般管理費の内訳 (事務用品費, 通信交通費, 福利厚生費, 雑費等) ・ 技術経費の内訳 (技術者の技術力保持等のために必要な経費) ・ 外注経費の内訳 (具体的な見積書等) ・ 使用機材の内訳 ・ その他の内訳 (2) 低価格の理由・根拠 (3) 利益見通し	

2 業務計画の内容	(1) 管理技術者 ・管理技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・管理技術者の手持ち業務数 (2) 照査技術者（設計業務の場合） ・照査技術者が保有する資格・経歴 (別紙可) ・照査技術者の手持ち業務数 ・ (3) 業務計画書（委託契約書第3条参照 別記様式） ・当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント ・概略の業務工程（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等） ・概略の照査計画（照査を行う業務の節目，時期，内容等） ・業務体制（管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図） ・想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等） ・業務に使用する主な図書及び基準等 (4) 再委託等 ・再委託内容・再委託予定業者・受託者との関係 (別紙可) ・調達資材・調達予定業者・受託者との関係 (別紙可) (5) 本業務の履行に必要な主な機材調達等 ・調達（手持ち）機材の有無 (別紙可)
3 業務受注状況等	(1) 現在の受注状況 ・県発注業務の受注件数 (別紙可) ・国・市町村・その他機関発注の受注総件数 (別紙可) (2) 全受注件数のうち本業務と同種の受注件数 (別紙可) (3) 保有技術者数 (別紙可)

以上相違ありません。

令和 年 月 日

商号又は名称

代 表 者 名

印

別記様式

業 務 計 画 書

1. 当該業務を遂行する上での課題又は着目点と問題解決等のための手段や設計手法，工程管理等についてのコメント

(1) 業務の目的

・業務の意図及び目的を簡潔に記載する。

(2) 業務項目

- ・仕様書の内容，業務の細目を明確にする。

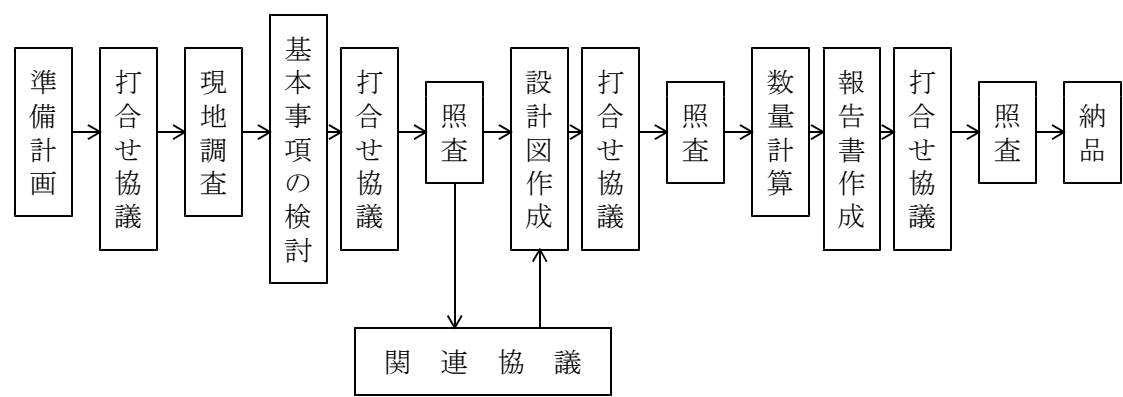
<記載例>

工 種	種 別	細 別	規格	単位	数 量	摘 要

(3) 実施方法

- ・作業計画（業務の流れ）を簡潔に記載する。

<記載例>



(4) 想定される問題点，制約条件等

- ・ 想定される問題点や制約条件等について記載する。

(5) 必要となる検討事項，検討内容等

- ・ 必要となる検討事項，検討内容を総合的にとりまとめて記載する。

2. 概略の業務工程

- ・ 業務工程表を項目ごとにバーチャート等で示す（個別業務の必要日数，技術者の配置日数等も記入すること。）。

<記載例>

工程 工種	〇〇月			〇〇月			技術者計	
	10	20		10	20			
準 備・計 画								
現 地 調 査								
〇〇概略検討								
路線選定								
照 査								
打 合 せ 協 議								
関 連 協 議								
管 理 技 術 者	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	
照 査 技 術 者			〇〇		〇〇		〇〇	
技 師 A	〇〇		〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	
技 師 B	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇		〇〇	〇〇	
技 師 C		〇〇			〇〇		〇〇	
計	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	〇〇	

※技術者の配置日数（時間）を記入すること。

3. 概略の照査計画（照査を行う業務の節目、時期、内容等：コンサルタント業務のみ）

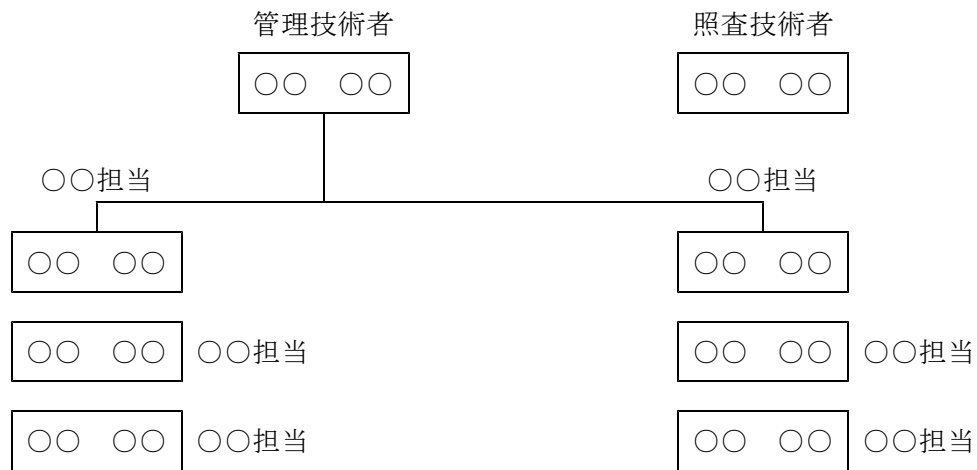
- ・ 照査の時期や照査事項について簡潔にコメントする.

4. 業務体制

(管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図)

- ・管理技術者及び照査技術者と実務担当者及び担当部門の組織図を作成する。

＜記載例＞



5. 想定される成果品（図面の種類，報告書の内容等）

- ・仕様書等に基づき、成果品の内容、部数等を記載する。

6. 業務に使用する主な図書及び基準等

- ・当業務に使用する図書及び基準等について、法令、指針等必要と考えられるものを記載する。

徳島駅北口設置に係る車両基地移設検討業務 特記仕様書

(目的)

第1条 本業務は、徳島駅への北口設置にあたり、設置手法の検討や設置効果を推計し、実現可能性を見極める。また、設置検討に際し、徳島駅北側の車両基地の移転について既存の連続立体交差事業の修正を含め検討するものである。

(業務内容)

第2条 本業務の内容は次のとおり。

1. 徳島駅北口整備手法検討

(1) 施設規模の検討

発注者より提供された徳島駅や周辺施設の図面等の情報を踏まえ、北口設置に係る施設配置や規模について検討を行う。

(2) 整備方法の比較検討

北口設置整備方法について比較案3案を作成する。3案は、自由通路設置、車両基地を移転し自由通路設置、4で修正設計を行う連続立体交差事業による北口実現案を想定している。

2. 北口の利用者数予測

(1) 徳島駅周辺の人流分析

人流ビッグデータにより分析を行い、徳島駅周辺（半径1km程度）を移動する人の数及び流れを推計する。利用する人流ビッグデータについては、事前に発注者と協議を行うこと。

(2) 北口設置時の人流予測

(1)の分析結果を基に、北口が設置された場合の人の流れの変化を予測（比較3案と最適1案に駅周辺開発想定した計4ケース）する。

3. 車両基地移設検討

(1) 全体計画

車両基地の移設検討に関する作業内容を把握し、作業の進め方、作業工程、まとめ方を計画立案する。

(2) 現地調査

移設検討地（別紙1）の測量図面及び地下埋設管配置図、地質調査結果などを参考にしながら、設計区間全般の現状把握し、設計に必要な事項を調査する。

(3) 設計計画

車両基地を現状と同程度規模（別紙2を参考とし、詳細はJR四国と打合せ）で移転するため、設計打ち合わせ、諸条件データの検討を行い、移設候補地における配置検討を行う。

(4) 比較設計

設計計画に基づき、比較案3案を作成する。なお、移設候補地に収まらない場合は、徳島駅に一部機能を配置するなどの検討を行う。

(5) 配線設計

車両基地の線形計算を行い、配線を決定し、配線概略図を作成する。

4. 連続立体交差事業概略修正設計

(1) 平面設計

車両基地の配置検討に合わせ、徳島駅西から新町川までの区間における平面図（1/1000）を高架施工時も合わせて修正する。

(2) 縦断設計

車両基地の配置検討に合わせ、徳島駅西から新町川までの区間における縦断図（横 1/2500、縦 1/400）を高架施工時も合わせて修正する。

(3) 横断設計

車両基地の配置検討に合わせ、徳島駅西から新町川までの区間で、取付部、中間部、駅部、主要変化点等の横断面図（1/100）を高架施工時も合わせて修正する。

(4) 標準高架比較設計

車両基地の配置検討に合わせ、徳島駅西から新町川までの区間における高架構造について、3案の比較検討を行い、構造形式を決定する。

(5) 駅部（高架）設計

車両基地の配置検討に合わせ、徳島駅を含む徳島駅西から新町川までの区間における線路切替、施工順序を考慮した3案の比較検討を行い、構造形式を決定する。

(6) 取付部比較設計

徳島駅西の既存高架橋箇所、及び新町川渡河橋箇所の取付部について、盛土方式、擁壁方式及び高架構造の別を定めるための比較設計を行い、構造形式を決定する。

(7) 構造全体一般図

徳島駅西から新町川までの区間における高架橋のスパン割り及び構造形式の統一を図り、合理的な構造とし、構造全体一般図（1/250）を作成する。

(8) 概略数量計算

今回修正した箇所の概略工事数量を算定する。高架橋は標準ブロックより、mまたはm²当たりの単位数量より求める。

(9) 工事費概算

徳島駅西から文化の森駅付近までの区間について、単位当たりの単価を用いて積算する。単価の設定は、類似設計より推定する。本業務で算定していない数量は、既存成果を使用する。算定は、修正設計前後の2ケース行う。

5. 報告書作成及び照査

(1) 報告書作成

上記1から4の結果を取りまとめるとともに報告書作成に必要な図表等を作成する。

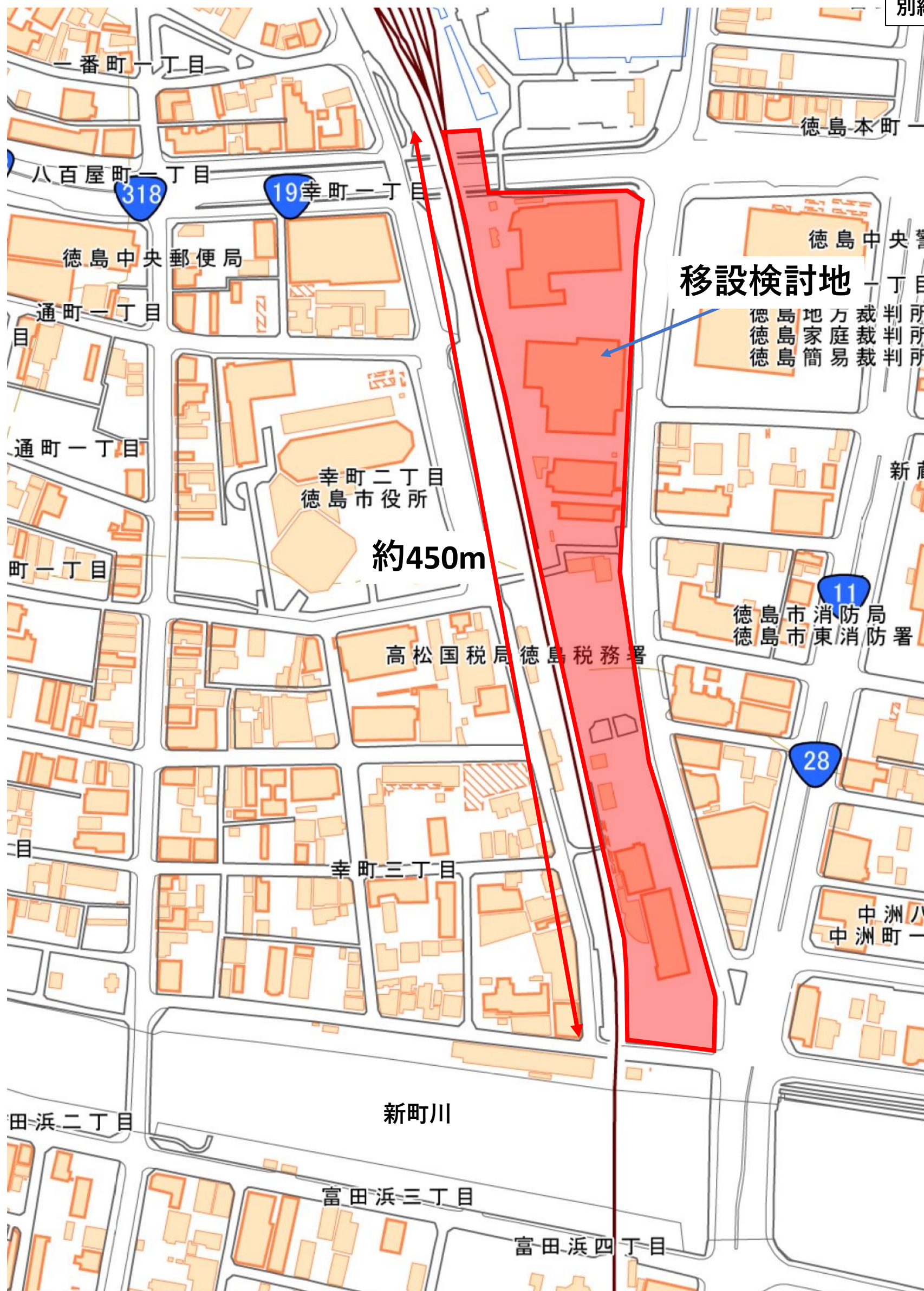
(2) 照査

上記1から4の成果について照査を行う。

（その他）

第3条 本業務は、発注者が、車両基地の移設検討、連続立体交差事業の修正などについて、段階的（6月、9月）に取りまとめ報告することを念頭に業務を遂行することとする。

2. その他必要事項については、協議の上指示するものとする。



平成9年度時の車両基地検討資料

項 目		現 行 設 備 等
配置車両数・車両種別		D C 8 6 両
検修設備等	交番検査線	1 線 全両数分ビト、検修庫
	臨時修繕線	1 線
	洗浄線	1 線 173m
	洗浄台	120m 洗浄・抜取設備
留置設備等	仕業、留置線	気 4 両×2 線 給油、給水設備
		留 3 両×1 線 全線給油、給水
		留 6 両×2 線 設備及びビト
		仕 8 両×2 線 3 線分給油、給
		水設備
		仕 7 両×2 線
		仕 6 両×1 線
		機 2 両×3 線
	引上線	上り 1 線
		下り 1 線
	転車線	1 線 転車台
	保線材料線	1 線
その他設備	事務所建物	1 式
	信号扱所	1 式 (徳島駅信号扱所)
	排水処理設備	1 式
	汚水処理設備	1 式
	受電設備	